

医療的ケア児等コーディネーター養成研修事業(新規)

【 背景 】

- ・医療技術の進歩等を背景として、NICU 等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが必要な障害児が増加
- ・平成 28 年の児童福祉法の改正において、地方自治体に対し、医療的ケアが必要な障害児が必要な支援を円滑に受けられることができるよう、保健、医療、福祉等の各関連分野の支援を行う機関の連絡調整を行う体制整備に関する努力義務を規定

《 第 1 期障害児福祉計画 》

成果目標:平成 30 年度中に協議の場を設置し、医療的ケア児等コーディネーターを 1 名以上配置

⇒ 協議の場は平成 30 年度に設置済み

【 目的 】

・人工呼吸器を装着している障害児、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児や、重症心身障害児(以下「医療的ケア児等」という。)が地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児等に対する支援が適切に行える人材を養成するとともに、医療的ケア児等の支援に携わる保健、医療、福祉、教育等の関係機関等の連携体制を構築することにより、医療的ケア児等の地域生活支援の向上を図る。

【 内容 】

・地域の障害児通所支援事業所、保育所、放課後クラブ及び学校等の職員に医療的ケア児等への支援に従事できる者を養成するための研修や、医療的ケア児等の支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーターを養成するための研修を実施する。

・研修内容は国カリキュラムに基づく。(総論、医療、本人・家族の思いの理解、福祉、ライフステージにおける支援、支援体制整備、計画作成のポイント、演習(計画作成)、演習(事例検討):合計 28 時間)

【 予算要求額 】

422千円 (国補助 1/2 あり 211 千円(地域生活支援事業の地域生活支援促進事業))